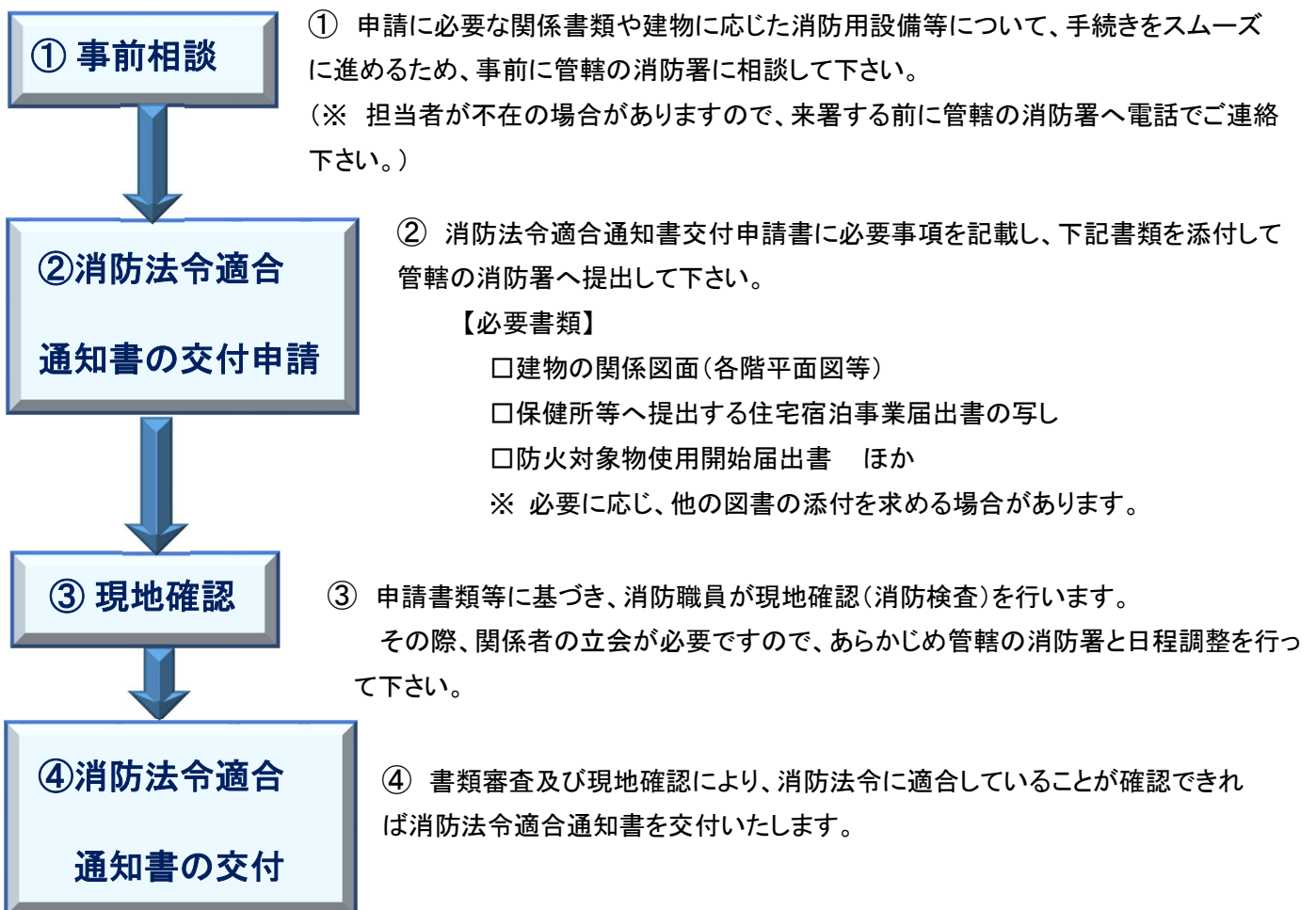


これから民泊(住宅宿泊事業)を始める皆様へ ～消防法令適合通知書の交付の流れについて～

1. 消防法令適合通知書について

保健所等へ民泊(住宅宿泊事業)の届出を行う場合、その建物が消防法令に適合しているかを確認するため、消防署長が交付する消防法令適合通知書を添付しなければなりません。

2. 消防法令適合通知書の交付の流れについて



3. 注意事項等について

民泊(住宅宿泊事業)を営む住宅は、原則として、消防法上は宿泊施設(ホテル・旅館)と同じ取り扱いになり、一般住宅では必要のない消防用設備等の設置が必要となります。

また、賃貸住宅や分譲マンション等の契約書や管理規約等で民泊(住宅宿泊事業)を禁止している場合は、民泊(住宅宿泊事業)を営むことができませんので、事前に確認が必要です。

4. お問い合わせ先

塩釜消防署(予防調査係) 022-361-1634
松島消防署(予防調査係) 022-354-4226
利府消防署(予防調査係) 022-356-2251

多賀城消防署(予防調査係) 022-366-0177
七ヶ浜消防署(予防調査係) 022-357-4349